議事要旨(3) 公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案)」に寄せられたコメントへの対応

冒頭、小賀坂副委員長より、公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案)」（以下「本公開草案」という。）に寄せられたコメントへの対応の審議を行う旨が説明され、続いて、前田ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

注記事項に関するコメントへの対応（案）について

- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
  - 開示に関するコメントへの対応に関して、コメント募集で項目を設けて質問していることから、一律に対応案を記載するのではなく、コメント内容に応じて丁寧に対応すべきである。

  これに対して、事務局より、次の回答がなされた。
  - ご意見を踏まえて対応する予定である。

適用初年度の取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 本公開草案の提案に従うと、影響額を利益剰余金に加減して繰延税金資産を計上した後に、税負担が発生した場合には損益を経由して繰延税金資産を取り崩すことになり、会計処理の不整合が発生するというコメントは、作成者の立場からも利用者の立場からも納得感があり、今後、コメントの趣旨を踏まえて議論する必要があると考える。

  ある委員より、次のコメントがあった。
  - 適用初年度の影響額は損益に計上すべきという意見は、利益に計上したいという恣意的な意識ではなく、あくまでも見積りの変更であるという考え方を根拠に主張していることが伺える。これらの意見を納得させるためには相当の説明が必要であると考える。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。